

職場での労働時間、残業賃金トラブルを未然に防止！ 労働時間・割増賃金をめぐる法律とトラブル対応講座

日時 平成29年 **9月7日(木)** 10時～17時

会場 広島商工会議所 2階 202号室
広島市中区基町5-44 ※駐車場・駐輪場はありません。

対象 経営者、人事・労務・経理担当者など

参加料 会員(広島商工会議所) 15,430円、一般 30,860円

※テキスト代・消費税を含みます。

※1社より3名以上参加の場合 13,890円(一般 27,780円)に割引いたします。

申込方法

参加申込書によりFAXまたは郵送にてお申込みください。講座実施日の2週間前より順次、受講証と請求書を参加者にお送りいたします。ご送付いたします請求書及び振込用紙により、指定期日までに本所あて参加料をお振込みください。※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

講師

石寄・山中総合法律事務所

代表弁護士 **石寄 信憲氏**



◆プロフィール◆

明治大学法学部卒業後、1975年司法試験に合格。1978年に第一東京弁護士会に弁護士登録をされ、以後、労働事件を経営者側代理人として手がける。1984年、現事務所を設立以後は、そごうの民事再生やJALの会社更生業務の手伝いなどをし、経営側労働事件弁護士では経験できない事件を経験。経営側労働事件を担当する事務所として、日々若い弁護士と勉強会を開くなど、“ONLY ONE”をめざしている。

お問合せ・お申込先

広島商工会議所 中小企業振興部人材開発チーム 田上(たがみ)

〒730-8510 広島市中区基町5-44

TEL(082)222-6691 FAX(082)222-6006

E-mail:hiroshima@hiroshimacci.or.jp

1.労働時間・割増賃金に関わる立法・労働行政の動向

- (1)ブラック企業論
- (2)長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の強化
- (3)「かとか」の設立・監督指導開始
- (4)過労死等防止法の成立、大綱の閣議決定
- (5)月80時間超の長時間労働への重点監督拡大
- (6)違法な長時間労働を繰り返す企業への指導・公表(過労死等ゼロ緊急対策)
- (7)時間外労働の上限規制一厳罰化・立法化

2.労働時間の管理～労基法32条の実労働時間と評価される時間とは？

- (1)労働時間の骨格
 - ア 労働基準法 32条・36条・37条
 - イ 変形労働時間制
 - ウ 事業場外労働みなし労働時間制
 - エ 裁量労働制
- (2)3つの最高裁判例～実労働時間(労基法32条該当性)の判断方法
 - ア 三菱重工長崎造船所事件(最判平成12年3月9日)
 - イ 大星ビル管理事件(最判平成14年2月28日)
 - ウ 大林ファシリティーズ事件(最判平成19年10月19日)
- (3)具体例
 - イ 仮眠時間
 - イ 自宅持ち帰り残業
 - ウ 移動時間

3.割増賃金支払に関する実務

- (1)基礎知識
 - ア 割増賃金の意味(1日8時間・1週40時間超、月60時間超、法定休日労働)
 - イ 算定基礎となる賃金
 - ウ 計算方法
 - 基本 ○変形労働時間 ○フレックスタイム
 - 事業場外みなし労働 ○裁量労働
- (2)固定残業代制
 - ア 固定残業代制の現状
 - イ 固定残業代制の有効要件
 - 合意 ○明確区分性 ○清算の合意及び実態
 - 何時間以上組込むとこの点から無効と評価されるか
 - 時間外労働の対価の性質を有しているか？(混在型になっていないか)
- (3)労働時間の把握方法
 - ア タイムカードと残業申請の関係
 - イ タイムカードに関する民事裁判例
 - オリエンタルモーター事件(東京高判平成25年11月21日)
 - ヒロセ電機事件(東京地判平成25年5月22日)
 - ウ 裁判例等を踏まえた実務対応

4.働き方改革における長時間労働抑制策・多様で柔軟な働き方の実現

- (1)時間外労働の上限規制
 - ア 上限時間を法律に明記、違反に罰則
 - イ 上限規制の抜け穴と法定休日の考え方
- (2)継続審議中の労基法改正案(概要)
 - ア 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し
 - イ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得
 - ウ フレックスタイム制の見直し
 - エ 企画業務型裁量労働制の見直し
 - オ 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

FAX 082-222-6006 労働時間・割増賃金をめぐる法律とトラブル対応講座 参加申込書 (HP)

会社	名称			
	所在地	〒 -		
	TEL	() -	FAX	() -
	ご担当	※ご記入がない場合、参加者に受講票・請求書を発送いたします		
	業種			
備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般(該当を○印で囲んでください)			

氏名	所属部署	役職
参加料(@ 円) × (名) = (¥ 円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします。